

令和8年1月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度1月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 63 号	農地法第3条許可申請書審議について	( 4件)
議案第 64 号	農地法第4条許可申請書審議について	( 1件)
議案第 65 号	農地法第5条許可申請書審議について	( 4件)
議案第 66 号	非農地証明願出書審議について	( 1件)
議案第 67 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	( 2件)
議案第 68 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	( 70件)
議案第 69 号	農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議について	( 1件)

〈 出席委員 〉 ( 17人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 銚之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一		15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 ( 2人)

14 番 今村 龍太郎 、 18 番 横山 義晴

〈 出席推進委員 〉 ( 12人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和		

〈 欠席推進委員 〉 ( 3人)

24 番 有村 昭郎 、 31 番 有馬 孝一 、 34 番 永野 彰一

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和7年度1月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、( 今村龍太郎委員、横山義晴委員 ) から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が12名出席しております。

なお、( 有村昭郎推進員、有馬孝一推進委員、永野彰一推進委員 ) から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、10番「上原孝一」委員と11番「今屋政市」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第63号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 2頁の4件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は802㎡、作物は果樹です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,720㎡、作物は水稻です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,611㎡、作物は水稻です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,415㎡、作物は水稻です。

以上、計4件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

23番 議案第63号の番号1について報告いたします。

令和8年1月23日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められません。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第63号の番号2について報告いたします。

令和8年1月21日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第63号の番号3について報告いたします。

令和8年1月21日、私と副の松崎委員は、代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第63号の番号4について報告いたします。

令和8年1月22日、私と副の池田直人委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り及び一部重機等で耕作できる農地です。

取得後の農地の全てについて耕作の事業を行うと認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第63号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第63号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第63号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第3、議案第64号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の8頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、資材置場、駐車場です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

19番

議案第64号の番号1について報告いたします。

令和8年1月22日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、住宅や事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ha未満と約0.1haであるので、第2種農地の「市街地近接農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第64号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第64号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第64号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第65号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の11頁をご覧ください。4件です。

番号1の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、倉庫、駐車場、権利種別は所有権移転です。

以上、4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

23番 議案第65号の番号1及び番号2については、関連があるので一括して報告いたします。

令和8年1月23日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、住宅や事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ha未満と約(0.4ha)であるので、第2種農地の「市街地近接農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第65号の番号3について、報告いたします。

令和8年1月21日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第65号の番号4について報告いたします。

令和8年1月21日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。  
議案第65号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。  
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第65号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第65号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第66号「非農地証明願出書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の17頁をご覧ください。1件です。  
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。  
番号1は、20年以上経過した宅地です。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
13番 議案第66号の番号1について報告いたします。  
令和8年1月23日、私と副の黒葛委員は、事務局職員の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。  
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第66号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第66号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第67号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁をご覧ください。議案第67号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。  
まず、申請分です。

番号1 東市来町養母 登記地目は畑、登記面積は 2,310㎡です。

番号2 東市来町養母 登記地目は畑、登記面積は 1,156㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1は「原野」、番号2は「山林」と判断しま

した。

以上、田は無し、畑2筆、合計面積 3,466㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第67号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第67号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第68号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 松崎秀樹委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

21番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 26頁の番号42から番号45までです。貸借です。

面積について、田が 3,054㎡、計 3,054㎡、利用権設定数は4筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第68号の番号42から番号45までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第68号の番号42から番号45までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

松崎委員に着席の連絡をしてください。

21番 [着席]

会長 次に、池田直人委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

27番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 28頁の番号67です。貸借です。

この案件につきましては、池田委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が 2,012㎡、計 2,012㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第68号の番号67の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第68号の番号67の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

池田委員に着席の連絡をしてください。

27番 [着席]

会長 次に、議案第68号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23項から28頁です。貸借です。

面積について、田が30,477㎡、畑が29,762㎡、計60,239㎡、利用権設定数は65筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第68号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第68号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第8、議案第69号「農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の29頁からになります。議案第69号「農作業標準賃金表及び農地の賃借料情報に係る審議」についてであります。

こちらにつきましては、12月総会時に皆様にご説明をし、その後地域ごとに検討いただいた結果を、1月20日の地域代表による検討会で協議し取りまとめた内容となっております。

昨年度との変更点について、本日お配りしている左上に別紙と記入してある1枚紙の資料をご覧ください。アンダーラインが引いてある部分が変わったところです。

まず農作業関連標準賃金についてですが、一番上の段の、一般農作業最低賃金が、県の最低賃金の改定に伴い、580円増額の8,210円となっております。

次にその下の田の「耕起から整地（田植えができる状態）まで」の金額が1,000円増の20,000円となっております。

次に5つ下の「バインダー稲刈り（ビニール紐付き、紐は受託者負担、倒伏の場合は話し合い）」の金額が100円増の8,500円となっております。

次にその下の「コンバイン稲刈り（コンバイン運搬料、ほ場条件、倒伏の場合は話し合い）」の文章中に「もみ運搬料」の文言を追加し、金額については、200円増の17,000円となっております。

次に3つ下の農薬散布についてですが、400円増の2,500円となっております。

次に下から2番目の草刈り料金についてですが、「草払い機による草刈り料金」とその下の「ハンマーナイフ（トラクター）及び自走式草刈機（モア）による草刈り料金」のそれぞれの末尾にカッコ書きで（機械燃料込み）という文言を追加しております。また「草払い機による草刈り料金」については、100円増の1,700円としております。

続いて、農地の賃借料情報について昨年度との変更点は、まず「1 田畑の賃借料情報」の平均額の東市来の「田」について、昨年度と比べて900円増の5,300円となっております。

また一番下の全体の平均額の「田」が、200円増の6,000円となっております。

次に「2 茶畑の賃借料情報」について、1,000円増の8,000円となっております。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。地域の代表からの意見も考慮して設定してありますが、どうですか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第69号の案件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の案件は、原案のとおり決定しました。

また、地域の方々からも問い合わせがあると思いますので、この資料は持っておいてください。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度1月総会を閉会します。

( 閉会9時41分 )

---

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

10番 上 原 孝 一

11番 今 屋 政 市